

教育委員会会議の概要（1月定例会）

◆ 日 時 平成 27 年 1 月 23 日（金曜日）午後 2 時 00 分

◆ 場 所 東二番丁仮庁舎 教育局第一会議室

◆ 出席委員 委員長 永広 昌之
委員長職務代理者 宮腰 英一
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子
委員（教育長） 上田 昌孝

◆ 会議の概要

1 開 会 午後 2 時 00 分

2 1 2 月定例会 会議録承認

3 会議録署名委員の指名

4 報 告 事 項

(1) 仙台市立中学校における社会科の不適切な授業についての調査結果について
(教育指導課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

報告事項（1）の資料の別紙にあるB教諭が使用した資料のいわゆる吉田文書について、近年この文書については正当性がないということが分かってきているが、その他の資料は資料としてどのような価値があるか分かっているのか。

教育指導課長

それぞれの資料についての評価ということではなく、資料そのものを示したということが特定の見方のみを示したものであり、不適切であるということである。

委員長

特定の見方のみを示している、あるいは表現上の問題があるということか。

教育指導課長

表現上の問題もある。

委員長

報告事項（1）の資料の別紙のラス・カサスの報告については、結構評価されているものがある。スペインが南米でどういったことを行ったのかについては異なる意見はないが、表現上、不適切なものということか。

教育指導課長

生徒の発達段階を考えると不適切であると考えている。

委員

大人の私が見ても、最後まで読むに堪えないような表現がされている。発達段階に応じてと

いう考え方が必要であり、教科書を選定する時も、慎重に、慎重を重ねて検討をして、生徒の発達に影響が出ないように教科書を選んでいる。それにも関わらず、こういう資料が生徒に配付されるのはとても残念なことである。もちろん先生方もいろいろな資料を作ってくださいるので、そうした面を考慮しつつも、今後こうしたことが二度と起きないようにしていただきたい。

(2) 平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について

(学びの連携推進室長 報告)

資料に基づき報告

委員

今回から理科を加えて、3教科の調査を実施するのは文部科学省の方針なのか。

学びの連携推進室長

そのとおりである。

委員

それは、最近日本の理科系の学力が落ちてきているということが影響しているのか。

学びの連携推進室長

3年前の全国学力調査を実施した際には理科も実施したが、その結果、国際比較等でも下降傾向にあった。やはり理科の力をつける必要があるということで、来年度は理科も調査すると聞いている。本市としても引き続き、理科の力がつくように取り組んでいきたい。

委員

小学校6年生と中学校3年生が対象だが、今回は何回目の調査になるのか。今回の中学校3年生が小学校6年生の時にも調査しているのか。毎年学校ごとにどれだけ変化があったのかは分かるが、小学校から中学校に進学してどれだけ伸びたのか、あるいはどういったところの学力が不足しているのか、そういう個人の経年的な変化は把握しているのか。小学校の時の状況を中学校に伝え、さらに中学校もそれを引き継いでまた改善に当たっていくなど、小学校と中学校の関係はどのようになっているのか。

学びの連携推進室長

1点目の何回目の調査なのかについて、この調査は平成19年度から実施しておける。平成23年度は東日本大震災の影響により中止されたため、今回で8回目の調査になる。

2点目の小学校と中学校の経年変化については、一時期、悉皆調査から抽出調査になった時期があり、来年度に中学校3年生になる生徒たちが小学校6年生だった時は抽出調査の時期であったため、個人の経年変化は分からない。

また、学年ごとの経年変化については、全学年で実施している仙台市標準学力検査において、前年度までの履修状況を的確に把握できると考えており、今後は経年変化を個人ごとに把握するように工夫していきたい。

委員

ぜひ個人の経年変化を把握し、学力向上策にいろいろと有効活用していただきたい。調査を始めてから何年も経過しているので、マンネリ化することのないように、常に新たな工夫をしていただきたい。

学びの連携推進室長

来年度からは個々人の経年変化が把握できるように、学年が上がってもきちんと紐付けをして、個別に弱いところをどのぐらいフォローできたかということなどの指導に役立てていきたいと考えている。

(3) 生徒への懲戒に関する基準及びガイドラインについて

(高校教育課長 報告)

資料に基づき報告

委員

義務教育の間は懲戒の実施対象にはならず、中等教育学校における懲戒の実施は後期課程の生徒に対するものと理解してよいか。

高校教育課長

懲戒に関しては学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条に規定されており、校長及び教員に認められている。懲戒には、法的な権利変動を伴う懲戒処分とそれ以外の事実上の懲戒があり、法的な権利変動を伴う停学あるいは退学については、義務教育の段階である公立中学校では認められていない。

中等教育学校の前期課程については、停学に関しては公立中学校と同じように認められない。一方、中等教育学校は学力検査を受けて入学するので、そこを退学になったとしても地域の中学校に転入することができるので、中等教育学校の前期課程においても退学処分は認められている。

今回に関しては、高等学校と中等教育学校に関する懲戒の基準とガイドラインを定めたものである。

委員

報告事項(3)の資料の仙台市立高等学校及び中等教育学校における生徒への懲戒ガイドラインの7ページについて、犯罪行為の可能性がある場合には、教育委員会への報告・相談ということになっているが、軽微なものは教育委員会に報告せずに校内で対応することになるのか。

高校教育課長

懲戒といっても、教室で指導したり、放課後に言い聞かせるといった事実上の懲戒もあり、問題行動が軽い場合には校長や教員の判断に委ねており、そうした事案まで教育委員会に報告させるものではない。

訓告、停学や退学などの懲戒処分は法的な権利変動を伴うものなので、教育委員会に相談していただき、最終的には校長が処分を決定する。その結果については、学校から教育委員会に報告することを義務づけている。

委員長

従来は各学校で内規を定めて運用していたが、今回は仙台市の基準とガイドラインを作ったとのことである。このガイドラインは校内諸規定を定める上での指針とするとのことであるが、ガイドラインに加えて、さらに学校ごとに内規を定めるということか。

高校教育課長

学校教育法、仙台市の高等学校学則及び中等教育学校学則において、懲戒は校長及び教員が行うことになっている。学校現場において懲戒を実施する場合には、各学校の規定に基づいて行うものであり、事前に生徒及び保護者に学校の規定を周知する必要がある。生徒及び保護者に周知した上で、規定に反する行動をした場合に指導を行うことになる。

委員長

この基準とガイドラインはあくまでも各学校で諸規定を定めるための参考資料であって、実際の手続きは各学校で定める諸規定によって行うということか。

高校教育課長

生徒への懲戒については、国の法律、学校教育法及び同法施行規則に定められており、仙台市では高等学校学則と中等教育学校学則に規定している。学則では規則の実施について必要な事項は教育長が別に定めることになっており、その教育長が定めるものとして今回の懲戒に関する基準を定めたものである。さらにこの基準の第7条に「この基準の実施に必要な事項は学校長が別に定める。」と規定している。ガイドラインは各学校が諸規定を定める、あるいは生徒指導上の問題を解決する上での指針として作成したものである。

委員

ガイドラインは県立高等学校にも同じようなものがあるのか。

高校教育課長

文部科学省から、ガイドラインを定めて、各学校の規則を明文化し、生徒等に周知を図るよう通知があり、全国的に取組みが進められている。各学校が基準を定める上で、指針となるものとして、県教育委員会でもガイドラインを作成しており、それを参考にして、仙台市のガイドラインを作成した。

委員長

基準の第5条第5項に「生徒及び保護者には弁明の機会が与えられる。弁明があった場合は、校長はこれを検討する。」と規定されている。この規定を見ると、校長がすべて決定するような感じになっているが、これは懲戒を実施するのは校長なので、こういう規定になっていると理解してよいか。

一方で、ガイドラインを見ると表現が若干異なっている。ガイドラインの19ページに「弁明があった場合には、あらゆる角度から弁明内容を検討し」という表現になっている。ガイドラインの36ページにある弁明内容検討資料の様式を見ると、学校の認識や根拠など、いろいろな事実認定を行うところがあって、これはとても校長一人で行うとは思えない。ガイドラインの方がより現実に即したものと理解してよいか。

高校教育課長

懲戒を実施するにあたっては、最終的には校長が決定することになるが、ご指摘のとおり校長一人ですべて調査することはできない。生徒あるいは保護者から弁明があった場合は、あらゆる角度からさまざまな情報を収集した上で、検討して決めることになる。したがって、教職員が分担して調査し、協議した上で、最終的に校長が決定する。そういう意味では、基準の規定は校長になっているが、実際は学校を挙げて、全教職員が調査等を行うことになる。

(4) 史跡仙台城跡の石垣復旧工事の完成について

(文化財課長 報告)

資料に基づき報告

委員長

石垣復旧工事という表現になっているが、これは復旧であって復元ではない、つまり従前から使われていた石垣を活用して組み直したと理解してよいか。

文化財課長

復旧なので、原則として石垣であったものを使っている。積み直した石材等は、合計で6,600石あった。その中には、破損しているものもあったので、そうしたものについては新しい石材を使い、元の形と同じように現場で加工しながら補った。

委員長

以前に仙台城の石垣を積み直した時に、2割から3割くらい使えない石があって、中国産の石を用いて積み直した。積み直した当初はきれいな石に見えたが、10年くらい経つと新しい石と元々あった石とでは風化の具合が違い、まだら模様になってしまった。文化財なので、そうしたことも注意しなければならないと気になっていた。おそらくある程度の年数が経過しないと、違いがなかなか出てこないのので何とも言えないが、新しい石材は仙台産のものを使ったのか。

文化財課長

今回補った石材は県内の丸森産の安山岩質玄武岩を使用した。

委員長

やむを得ないことだが、同じ安山岩、玄武岩といっても産地ごとに微妙に違う。前回の中国産も岩石としては同じような種類のものを使ったが、やはり産地が違うので微妙な違いが出てしまった。今回の工事場所はそれほど違いが目立たないところである。一部は野面積みか。

文化財課長

最も被害の大きかった本丸北西石垣は、四角できっちりと積んでいく切石積みの部分と、丸い石の形で積んでいく野面積みの部分の両方がある。西門の場合は野面積みが多い。もちろん元の石材を主に使って積んでおり、補充したのものに関しても加工しながら積み直しをしている。

委員

もちろん元どおりに直すということなので難しいと思うが、自動車でこの場所を通る際、非常に通りにくかった。その辺の配慮はされたのか。

文化財課長

報告事項（４）の資料３ページをご覧ください。この場所が一番狭くなっているところであり、以前は一時停止をして譲り合って通行していた。道路を修繕するにあたって、擁壁の勾配を少しきつくして道路の幅員を広げており、以前に比べると１メートルぐらい広がっている。

他の場所については、道路の両側に蓋のない側溝があったが、その部分の側溝に蓋をしたので、以前よりも走りやすくなっている。

委員

一番狭くなっている場所では、自動車がぶつかりやすいが、どのようなになったのか。

文化財課長

対面ではすれ違いできない状況には変わりなく、道路標識で注意喚起するようにした。

理事

石垣部分は基本的には位置を変えていないが、道路の幅員は１メートルほど広がっているので交差しやすくなり、市道仙台跡線全体が改善され、通行しやすくなる。

（５） 平成２７年度就学援助の認定基準について

（学事課長 報告）

資料に基づき報告

委員

認定者数は減少傾向とのことであるが、児童生徒数も毎年少しずつ減少している。児童生徒数の割合からすると、どうなっているのか。

学事課長

報告事項（５）の資料の参考資料の表に援助率を記載しているが、この援助率が児童生徒数に対する認定者数の割合になる。東日本大震災前の平成２２年度は １１．８１パーセントであったが、震災の被災児童生徒分が増加したことで、平成２３年度は １２．９６パーセントになった。平成２４年度にかけて増えたが、平成２５年度、平成２６年度と減少傾向になっている。

５ 付 議 事 項

第３２号議案 平成２７年度の作並小学校新川分校の休校について

第３３号議案 平成２７年度の生出小学校赤石分校の休校について

（学事課長 説明）

委員

休校期間中の分校の使用について、例えば社会教育施設的に活用するなど、学校施設以外に使用することは考えているのか。

学事課長

あくまでも在籍児童がいないということでの休校措置であり、学校施設に変わりはない。したがって、休校期間中に学校施設以外の施設に転用することは、考えていない。ただ、

地域の方々が、学校施設開放ということで、現在も土曜日や日曜日に使っている。そうした施設開放については、地域の方々が継続して使用できるよう、今後調整していく予定である。

委員

そういう形で有効活用していただいた方がいい。地域の集会所あるいは健康増進のための運動施設など、いろいろ工夫して、活用していただきたい。地域からの要望はあるのか。

学事課長

今のところ地域からの要望はないが、地域の皆様にご利用していただくような形で調整していきたい。

原案のとおり決定

第34号議案 平成27年度学校給食費の決定について

(健康教育課長 説明)

委員長

給食の栄養バランス等については、仙台市独自に評価しているのか。

健康教育課長

エネルギー栄養量のほかに、細かい栄養素のそれぞれの部分についての統計をとって、国の基準に照らし合わせると、ほぼ満たしている状況である。

委員

平成26年度学校給食実施状況の資料に「文部科学省の学校給食摂取基準が改定され、エネルギー給与量の基準を20～30kcal 減少させる」とあるが、これはエネルギーを摂り過ぎているため、肥満児が増えているので、基準を減少させたのか。

健康教育課長

厚生労働省が出している栄養摂取基準があり、文部科学省ではその基準を参考に通知を出している。基準を減少させた理由については、肥満児が増えていることも一因であると考えている。

委員

肥満児が増えていること以外に、減少させた理由は何か。

健康教育課長

運動量が想定するところまで届いていないということもある。

委員

そうだとすれば、運動量を増やすことを考えるべきであって、運動量が減ったからといって、その分エネルギーを減らすというのはどうなのか。肥満児が増えているからエネルギー量を減らすというのは分かるが、運動量が減っているからエネルギー量を減らすと、ますます運動しなくなるのではないか。

理事

体力のデータとあわせて体格のデータについて、仙台市と全国との比較を毎年出しているが、体重は全国平均より仙台市の方が若干上回っている。一方、体力の方は、握力など不足している部分もある。身長、体重など体格は立派だが、運動能力がそれに伴っていないという点を考えて、適正なエネルギーの給食を供給するものである。基本的には必要な運動をしながら体力をつけてもらうということが、本来は望ましい姿である。

朝食を抜いたりするなど、生活習慣が乱れることは好ましくないことであり、県教育委員会では「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」を呼びかけている。給食でエネルギーを多く摂り過ぎて、肥満になるなど、マイナスにならないようにしていく必要がある。

原案のとおり決定

- 第35号議案 仙台市図書館条例施行規則の一部改正について (市民図書館長 説明)
原案のとおり決定
- 第36号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)
1. 平成26年度教育予算 (総務課長 説明)
原案のとおり決定
- 第36号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)
2. 仙台市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (総務課長 説明)
原案のとおり決定
- 第36号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)
3. 教育長の給与等に関する条例を廃止する条例
4. 教育長の勤務時間、休暇等に関する条例 (総務課長 説明)
原案のとおり決定
- 第36号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)
5. 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 (総務課長 説明)
原案のとおり決定
- 第36号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)
6. 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
7. 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (総務局労務課長 説明)
原案のとおり決定
- 第36号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について (秘密会)
8. 仙台市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務課長 説明)
原案のとおり決定
- 第36号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について

(秘密会)

9. 仙台市学校条例の一部を改正する条例

(学事課長 説明)

原案のとおり決定

第36号議案

市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について

(秘密会)

10. 仙台市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(教職員課長 説明)

原案のとおり決定

第36号議案

市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について

(秘密会)

11. 仙台市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

(特別支援教育課長 説明)

原案のとおり決定

第36号議案

市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について

(秘密会)

12. 財産の取得に関する件

(学校施設課長 説明)

原案のとおり決定

第37号議案

教育功績者の表彰について(児童生徒部門)

(秘密会)

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

7 その他

事務局

次回定例教育委員会は2月6日(金)に開催する予定である。

8 閉会

午後4時53分